

事業者総合保障プラン

■ 事業者総合保障保険

■ 事業者総合賠償責任保険



アクア少額短期保険株式会社

事業者の皆様を安心サポートする総合保険です。

■ 事業者総合保障保険 事業用の什器・備品を守ります。

一般賃貸借物件を事業用として使用している事業者様専用の総合保障保険です。
事業者総合賠償責任保険と合わせてご契約頂く保険です。(セット販売)
次のような場合に保険金をお支払いいたします。

什器・備品保険

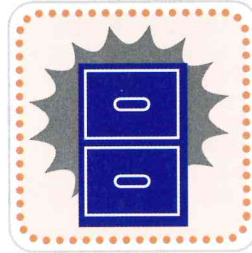
① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 風災 ひょう災・雪災



⑤ 外部からの 物体の落下、飛来、 衝突、倒壊



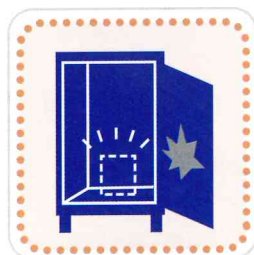
⑥ 給排水設備に 生じた事故または 他の戸室で生じた水漏れ



⑦ 騒じょう及びこれに 類似の集団行動に伴う 暴力行為、破壊行為



⑧ 盗難保険 (借用施設の中に 置いてあったもの)



※所轄の警察署宛に盗難被害の届出が必要となります。

〈その他〉

⑨ 残存物片付け費用保険

…残存物の取り除き、清掃、片付けに必要な費用

10 地震火災費用保険(地震火災見舞金)

…地震等により火災が発生し、借用施設を収容する建物が半焼以上となった場合

11 仮テナント費用保険

…事故により借用施設が半損以上となったとき、仮テナントを賃借する費用

12 修理費用保険

…災害時の万一の事故で借用施設を自己負担で修理した場合

13 損害防止費用

…例えば消火活動に使用した消火器の再取得費用等

※それぞれの保険金の支払いについては、別途「約款(ご契約のしおり)」を参照下さい。
またその証明に「り災証明書」が必要な場合があります。

※それぞれの保険金(損害防止費用含む)が重複して支払われる際の限度額は500万円です。

■ 事業者総合賠償責任保険 不慮の事故に伴う費用に備えます。

一般賃貸借物件を事業用として使用している事業者様専用の総合賠償責任保険です。
事業者総合保障保険と合わせてご契約頂く保険です。(セット販売)
次の2種類の賠償責任保険が含まれています。

施設漏水賠償責任保険

お客様(被保険者)が借用施設内で起こした水漏れ事故によって、他の戸室や他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。
(契約者、被保険者、従業員に対しての賠償事故は対象とはなりません)



保険金額 **500** 万円

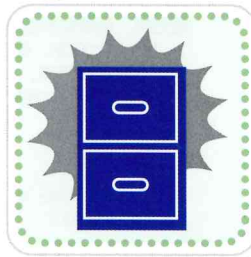
賃借人賠償責任保険

失火やガス爆発、漏水事故を起こして、借用施設に損害を与え、お客様(被保険者)が借用施設の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

① 火災



② 破裂・爆発



③ 水漏れ



保険金額 **500** 万円

保険金額 **30** 万円

(「施設漏水賠償責任保険」と「賃借人賠償責任保険」が重複して支払われる際の限度額は500万円です。)

お支払い保険料と保険コースの設定

業種	飲食店			物販店・事務所		
	事業者総合保障 保険保険料	事業者総合賠償 責任保険保険料	合計保険料 (2年間)	事業者総合保障 保険保険料	事業者総合賠償 責任保険保険料	合計保険料 (2年間)
1口- 50万円	6,080円	一律 13,520円	19,600円	1,470円	一律 4,290円	5,760円
2口- 100万円	12,160円		25,680円	2,940円		7,230円
3口- 150万円	18,240円		31,760円	4,410円		8,700円
4口- 200万円	24,320円		37,840円	5,880円		10,170円
5口- 250万円	30,400円		43,920円	7,350円		11,640円
6口- 300万円	36,480円		50,000円	8,820円		13,110円
7口- 350万円	42,560円		56,080円	10,290円		14,580円
8口- 400万円	48,640円		62,160円	11,760円		16,050円

※保険金額の算定には別紙「簡易什器備品保険金額算出表」を目安としてご使用下さい。

ご注意点&お支払い条件

お申し込み方法

弊社所定の契約申込書に必要事項をご記入・ご捺印・保険料を添えて弊社または弊社代理店にご提出ください。

効力の発生と保険期間

責任開始日／ 保険料を弊社または弊社の代理店にお支払い頂いたことを条件として申込書に記載された保険期間開始日が責任開始日となります。ただし、当該保険期間開始日以降に保険料が払込まれた場合には、その払込日が保険契約上の責任開始日となります。

保険期間／ 責任開始日の0時から2年目に迎える契約満了日の24時までとなります。

更新／ 本保険契約は、弊社が別途定める保険料の払込みを条件として更新されるものとします。更新日の2ヶ月前までに更新案内をご送付いたします。

通知義務

保険契約者および被保険者は、責任開始日以降に保険証券の記載事項につき変更があると知ったときは、遅滞なく弊社にその内容を告げ、弊社の承認を得なければなりません。万一、当該手続きを怠った場合には、保険金のお支払いができない場合があります。

保険金のお支払いについて

●保険金をお支払いできない主な場合（詳しくは約款をご覧ください）

（事業者総合保障保険、事業者総合賠償責任保険 共通）

1. 戦争、革命、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動による損害、賠償責任
2. 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故、賠償責任（事業者総合保障保険）
1. 契約者、被保険者、被保険者の従業員（パート、アルバイト含みます。以後省略）の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
2. 契約者、被保険者、被保険者の従業員、借用施設の貸主が所有もしくは運転する、車両やその積載物の衝突または接触
3. 什器備品の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、摩耗、かび、さび、変質変色、経年劣化に起因する損害
4. 地震、噴火またはこれらによる津波。（地震火災費用を除きます）

（施設漏水賠償責任保険、賃借人賠償責任保険 共通）

1. 契約者、被保険者、被保険者の従業員または保険金受取人の故意による損害賠償責任
2. 地震、噴火、洪水、津波等の天災による損害賠償責任
3. 被保険者、被保険者の従業員の心神喪失に起因する損害賠償責任
4. 被保険者、被保険者の従業員の職務外日常生活に直接起因する損害賠償責任（施設漏水賠償責任保険免責事由）
1. 契約者、被保険者、被保険者の従業員に対する損害賠償責任（賃借人賠償責任保険免責事由）
1. 火災、破裂または爆発以外の原因に起因する損害賠償責任（被保険者の責めに帰すべき事由に起因する漏水事故を除きます）
2. 借用施設の改築、増築、取壊し等の工事に対する損害賠償責任

保険の対象となる事業者の業種

1. 保険の対象となる事業者の業種

- ① 飲食店、火気を扱う教育学習支援業（料理教室など）
- ② 一般事務所、物品販売店、物品レンタル店、教育学習支援業（塾、各種学校）

2. 1に係わらず、次に該当する業種については保険の引受をいたしません。
サービス業（マッサージ、医院、診療所、理美容室、エステ、ネイルサロン、宿泊施設、興行場、浴場、遊技場、娯楽場、格納庫、倉庫、集会場、写真屋、インターネットカフェ、クリーニング取次店、保育所、託児所、老人ホーム等）、工場・作業所を有する店舗事務所、自動車・自動二輪車・船舶や工作機械など

のエンジンを有する商品の販売・レンタル店、自転車販売・レンタル店、火薬販売店、危険物取扱業、風俗業（事務所・待機所含む）、医薬品販売店。

3. 1に係わらず、保険の目的評価額（什器備品評価額）が400万円を超える飲食店、一般事務所、物品販売店、物品レンタル店、教育学習支援業（塾、各種学校）については保険の引受をいたしません。

（注1：2については名称のいかんを問わず、業務形態が同等の類似の業務を含むものとします。）

（注2：2の風俗業とは風適法第2条に定められている業種〈スナック、バー、ビデオ試写室など〉をいいます。）

契約にあたっての留意事項

1. 保険契約者および被保険者

この保険における契約者は法人、団体、または個人事業主とします。
この保険における被保険者は下記のとおりとします。
・被保険者は一般賃貸借物件を事業用として使用している使用者であり保険証券に記載の方とします。
・被保険者は契約者と同一者または契約者の役員、従業員、使用人もしくは契約者の支店・営業所・出張所であり、前項の条件を充たす方とします。

2. 被保険者の借用施設

被保険者が専ら事業用として使用している一般賃貸借物件で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。
（居住専用部分がある場合は、居住専用部分は含みません）

3. 保険の目的

借用施設内に収容されている什器備品（事業用動産）

●以下に掲げるものは含まれません。

- 1) 生活用の動産
- 2) 商品・リース商品・製品（原材料、半製品などを含みます）
- 3) リースしている事業用動産
- 4) 船舶、航空機、自動車、自動二輪車（原動機付自転車50cc以下のバイクを除きます）ならびにこれらの付属品および積載物
- 5) 通貨、預貯金証書（盗難による損害を除きます）、有価証券、電子マネー、印紙、切手その他これらに類する物
- 6) 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、腕時計、宝石、書画骨董等
- 7) 1個または1組の再調達価額が100万円を超える高額什器備品
- 8) 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ等
- 9) 動物および植物等の生物
- 10) 本、設計書、図案、証書、帳簿等
- 11) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
- 12) 看板類（表札、標識を含みます）
- 13) 建物の一部と見なされる造作設備

万一、事故が発生した場合


ただちに弊社又は弊社の代理店に通知して下さい。
また、あらかじめ弊社の承認を得ず示談金や賠償金を支払った場合は、当該保険金につき保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。
保険金のご請求に際しては、保険金請求書ならびに、り災証明書等、弊社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、弊社又は弊社代理店にお問い合わせください。

この保険の詳しい内容については約款「ご契約のしおり」に記載されておりますのでご一読下さい。

取り扱い代理店

事故受付センター ☎0120-267-868

24時間・365日受付

 アクア少額短期保険株式会社

本社事務局 〒532-0002 大阪市淀川区東三国2-37-3-3F
TEL:06-6150-3330 FAX:06-6150-3332
E-mail:info@aqua-ins.com

東京営業所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-3-3F
TEL:03-5404-3330 FAX:03-5404-3332
E-mail:info-tokyo@aqua-ins.com

URL:http://www.aqua-ins.com